

○議長（小林哲雄）

おはようございます。ただいまの出席議員は１２名です。定足数に達しておりますので、これより平成２６年開成町議会第１回定例会３月会議（第３日目）の会議を開きます。

午前 ９時００分 開議

○議長（小林哲雄）

日程第１ 議案第６号 平成２５年度開成町一般会計補正予算（第６号）を議題といたします。

予算書の説明を順次担当課長に求めます。財務課長。

○財務課長（加藤順一）

ではお願いいたします。１ページ目をお開きください。

議案第６号 平成２５年度開成町一般会計補正予算（第６号）。

平成２５年度開成町の一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第１条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ３，６２２万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４８億６，２００万円とする。

２、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。第２条、地方自治法第２１３条の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第２表 繰越明許費」による。

債務負担行為補正。第３条、地方自治法第２１４条の規定による債務負担行為の変更は、「第３表 債務負担行為補正」による。

地方債補正。第４条、地方自治法第２３０条第２項の規定による地方債の変更は、「第４表 地方債補正」による。

平成２６年３月４日提出、開成町長、府川裕一。

次のページをお開きください。第１表、歳入歳出予算補正です。歳入、１３款国庫支出金、１４款県支出金、１６款寄附金、１７款繰入金、２０款町債のあわせて５款。

右のページです。歳出では、２款総務費から９款教育費まで、１１款諸支出金、１３款予備費の計１０款につきまして、総額３，６２２万円を減額補正するものでございます。

次のページをお願いいたします。第２表、繰越明許費です。７款土木費、２項道路橋りょう費、橋りょう整備事業費２，２５０万円、４項都市計画費、南部地区土地区画整理事業支援事業費２２５万円、合計２，４７５万円です。橋りょう整備事業費につきましては、源治橋架け替え設計委託につきまして、南足柄市の用地交渉の遅れから該当民地への立入調査を控える必要が生じたため、年度内に完了できない見込みとなったことによりまして、翌年度に繰り越すものでございます。

南部地区土地区画整理事業支援事業費につきましては、本年度予定しておりました道路築造箇所の移転補償交渉が難航し、年度内に完了できない見込みとなったため、

町からの支援事業費のうち、該当事業費分を翌年度に繰り越すものです。右のページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正です。電話交換機賃借料、変更前限度額783万7,000円、変更後限度額369万8,000円、マイクロバス賃借料、変更前限度額1,959万7,000円、変更後限度額1,610万3,000円、いずれも入札の結果、予定より低額で導入することができることになりました。当初に設定いたしておりました翌年度以降の負担額が減となりましたので補正するものでございます。

本年度分につきましては、後ほど歳出の中でご説明いたします。

次のページをお開きください。第4表、地方債の補正です。起債の目的、町道改良事業債、補正前限度額2,980万円、補正後限度額1,120万円、差し引き1,860万円の減額です。

グリーンリサイクルセンター整備事業債、補正前限度額1,020万円、補正後限度額ゼロ円、計補正前限度額4,000万円、補正後限度額1,120万円、差し引き2,880万円の減額です。この内容につきましては、歳入、町債の補正でご説明させていただきます。

第3表と第4表の補正につきまして関連がございますので、28ページ、29ページをご覧くださいと思います。

28ページは、債務負担行為の補正に関しまして、補正前額と補正後額を整理した表となっております。改めて追加してご説明する部分はございません。

29ページは、地方債の関係につきまして整理した表でございます。衛生費のところ、補正前の当該年度の起債見込額の1,020万円が、補正後額の当該年度起債見込額ゼロ円に変わっております。グリーンリサイクルセンター整備事業債に該当する部分でございます。また、土木債のところ、補正前の1億2,580万円が、補正後の当該年度起債見込額が1億720万円となっておりますが、これは町道改良債に該当する部分でございます。

合計欄をご覧くださいと思います。補正前の当該年度起債見込額が5億5,600万円、補正後では5億2,720万円となりまして、年度末残高見込額といたしましては、56億4,107万4,000円となります。

それでは、補正予算の詳細を歳入歳出事項別明細書により説明いたします。12ページ、13ページをお開きください。

○福祉課長（遠藤伸一）

それでは、13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金でございます。2節障害者介護給付費等負担金でございます。説明欄、1項目、2項目ともに歳出でのそれぞれの支出額の増額補正に伴うものでございます。国庫負担金の補助率は2分の1でございます。

次の3節、児童福祉費負担金、一つ目の児童措置負担金につきましては、歳出で保育所入所にかかる入所児童委託料の増額補正に伴うものでございます。補助率は2分の1でございます。

2 番目の児童手当負担金につきましては、やはり歳出での児童手当の減額の補正と、国庫負担金の額の町政に伴うものでございます。

三つ目の児童措置費負担金過年度精算分でございますが、24 年度にかかる保育所入所委託料に対する国庫負担金の精算の関係でございます。開成町が24 年度、本来受け取るべき国庫負担金が75 万3,190 円不足しておりましたので、追加交付されるものであります。

次に、同じく13 款国庫支出金の2 項国庫補助金、1 目民生費国庫補助金でございます。説明欄、地域生活支援事業費補助金でございます。これはやはり歳出の障害者の自立支援給付事業費の手数料補正にかかるものでございます。補助率は2 分の1 です。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

続きまして、土木費国庫補助金です。1 節都市計画費補助金、説明欄1、社会資本整備総合交付金、こちらにつきまして、対象になります旧狭あい道路の道路改良事業費及び旧地域住宅交付金の対象となる事業の執行残に伴う歳入の国庫補助金の減に伴う歳入の減で、金額は1,629 万6,000 円の減額になります。

続きまして、2 節道路橋りょう費補助金、1、説明欄1、社会資本整備総合交付金、こちらにつきましては、当初要望額1,950 万円に対しまして国庫補助金の決定額が1,504 万円となりまして、その額差の379 万6,000 円を減額するものです。

○福祉課長（遠藤伸一）

続きまして、14 款県支出金、1 項県負担金、1 目民生費県負担金でございます。2 節障害者介護給付費等負担金、説明欄でございますが、先ほどの国庫負担金と全く同じ項目で、理由も1 項目、2 項目とも歳出の補正の伴うもので対応しているものでございます。ともに県の負担金の補助率は4 分の1 でございます。

3 節児童福祉費負担金、これも3 項目とも先ほどの国庫負担金と全く同じ項目で、それぞれに対応するものでございます。県の負担金の補助率は4 分の1 となっておりまして、

次のページをおめくりください。今度は同じく14 款県支出金の2 項県補助金でございます。1 目民生費県補助金、2 節障害者自立支援事業費等補助金、説明欄、障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金でございます。これにつきましては、障害者自立支援法が18 年度にスタートしまして、24 年度まで経過措置というのが認められてございました。古い法律に基づいた基準で事業所を開設してるいところに対しての給付費に対する加算がございます。ちなみに24 年度で終了してございますが、1 件だけ、25 年昨年2 月の給付分について、月遅れ請求がございましたので、1 件でございますけれど、その支出に対する2 分の1 の補助金でございます。

3 節児童福祉費補助金、説明欄一つ目、民間保育所運営費補助金でございます。これにつきましても、神奈川県補助金でございますが、神奈川県単独の補助金でございますが、保育士一人分の加配、加えての配置をする中で、それに対する県の補助金

がございす。その入所児童増に伴う歳出が増えたもので、補助金に影響するもので、補助率は2分の1でございす。

2の放課後児童対策事業費補助金でございす。これは放課後児童クラブの対象経費、人数の増、あるいは県の基準の変更で歳出が変わってございすので、それに対する補助金の増額補正でございす。

○企画政策課長（亀井知之）

続いて、7目水源環境保全・再生市町村交付金でございす。説明欄1、水源環境保全・再生市町村交付金50万円の減額補正でございす。補正理由でございすが、本収入を財源とする河川・水路整備事業及び地下水保全対策事業において、事業費が確定したことにより、精算して補正減を行うものでございす。

○財務課長（加藤順一）

9目市町村自治基盤強化総合補助金、説明欄は同名で、459万1,000円の増でございす。これは福社会館の空調機器更新及び防音工事につきまして、新たに補助対象とすることで、県との調整ができましたので、この分として増額補正するものでございす。

○産業振興課長（池谷勝則）

続きまして、16款寄附金、1項寄附金、3目商工費寄附金になります。説明欄、あしがり郷瀬戸屋敷維持管理事業寄附金になります。こちらにつきましては、瀬戸屋敷ひな祭り実行委員会からの寄附金を増額してございす。

続きまして、4目農林水産業費寄附金、こちらは説明欄にありますように、あじさい維持管理事業寄附金になります。こちらは25年度に実施いたしましたチャリティコンサート実行委員会からの寄附金、それから、あじさい祭期間中の一般の寄附金、篤志家2名からの寄附金、合計24万8,278円を寄附金として増額してございす。

○教育総務課長（井上 新）

5目教育費寄附金、説明欄1、教育振興事業寄附金、こちらは篤志家1名の方より2万円の寄附をいただきましたので、ご説明申し上げます。

○保険健康課長（田辺弘子）

続きまして、17款繰入金、2項他会計繰入金、1目他会計繰入金、1、国民健康保険特別会計繰入金127万1,000円でございす。これは国保のシステム改修に伴う国からの交付金があったもので、国保の特別会計から一般会計に繰り入れるものでございす。

○財務課長（加藤順一）

20款、1項町債、2目土木費、町道改良事業債1,860万円の減、この内訳といたしましては、道路維持費充当分が50万円の減、道路新設改良費充当分が1,810万円の減で、いずれも事業費が確定しましたことに伴うものですが、あわせまして1,860万円の起債額を減額するものです。

5目衛生債、グリーンリサイクルセンター整備事業債1,020万円減、これは起

債予定額の全額を取りやめるものですが、まず、先ほどご説明しました県補助金、市町村自治基盤総合強化補助金を福社会館空調機器更新工事に充てることで追加いたしました。そのため、この工事に充てる予定としておりました、国からの元気臨時交付金に余剰が生じました。その余剰分をこのリサイクルセンター整備事業費に充てることとしたため、本補正で生じます一般財源の剰余分と合わせて起債を取りやめることができたというものでございます。

歳入の説明は以上でございます。

次のページをお願いします。歳出のご説明は、歳入補正に伴います財源の内訳、財源更正の説明は省略させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○総務課長（小宮好徳）

それでは、歳出になります。2款の総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、14節使用料及び賃借料でございます。こちらは事務機器等の賃借料73万円の減額でございます。こちらは電話システムのリース料でございます。減額の要因ですけれども、執行残等によるものです。リース期間は5年間でございます。

その下4目財産管理費、14節使用料及び賃借料、庁用自動車整備事業費でございます。マイクロバス賃借料46万1,000円の減額でございます。こちらはマイクロバスのリース料でございますけれども、減額の要因は入札執行残によるものでございます。リース期間は5年間でございます。

○福祉課長（遠藤伸一）

続きまして、6目諸費でございます。説明欄、過年度分国県支出金返納金、これはともに24年度の給付費の確定に伴う精算でございます。24年度においては、超過して開成町がもらったもので、返還をするものでございます。

○企画政策課長（亀井知之）

続いて、8目電算管理費、説明欄1、行政事務電子化推進事業費、町村情報システム負担金でございます。町村情報システム負担金でございますが、県の補助金等による負担金の引き下げが行われました。そのことから減額補正をするものでございます。

○保険健康課長（田辺弘子）

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、1、国民健康保険特別会計繰出金500万、2、介護保険事業特別会計繰出金374万3,000円でございます。一般会計から国民健康保険特別会計と介護保険事業特別会計への繰出金でございます。国民健康保険が500万、介護が374万3,000円の繰出金でございます。なお、大変申しわけございませんけれども、国民健康保険の繰出金の一般会計繰出金と記載されているものでございますけれども、一般会計を削除させていただいて、繰出金とさせていただきたいと思います。訂正、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○福祉課長（遠藤伸一）

続きまして、5目障害者福祉費でございます。説明欄でございます。一つ目が、身体障害児者補装具費給付事業費でございます。ここにつきましては、当初320万円の当初予算を計上しておりましたが、不足を生じたので、100万円の増額とい

うことで、1月末時点で36件、277万円支出済みでございますが、現在相談中の件、あるいは県において判定中の件が6件ございます。それが見込まれますので、補正をしてございます。

次の2、自立支援給付事業費でございます。これにつきましては、手数料は障害福祉サービスの利用の判定をするための医師意見書の作成件数が増えましたので、それに対する補正をしてございます。

また、給付費を国保連合会において、審査支払をしておりますが、その手数料も件数増に伴い増えたもので、補正をしてございます。扶助費につきましては、11カ月分の実績が既にわかってございますが、それで残りあと2回払うわけでございますけれども、その3カ月分について不足が生じましたので補正をしてございます。

そして、三つ目の自立支援医療給付事業費でございます。これにつきましては、12月の時点で新たに2名、この対象者が増えました。認定要件としては、生体肝移植と人工透析、それが発生してしまいましたので、予算に不足を生じましたので、補正をするものでございます。

次に、6目福祉会館管理費でございます。委託料の補正でございます。説明欄1、福祉会館管理事業費、指定管理料（臨時）の補正でございます。これにつきましては、福祉会館の騒音の関係で、夜間電力が使用できないことが23年度から続いてございますけれども、もともとの指定管理では想定していないことで、昼間、夜間より単価の高い昼間運転をしているということで、その分を町として補填するものでございます。23年度の指定管理料との差額を積算いたしまして、ほぼ11カ月分の実績が出てございますが、2カ月分は推計の上で、この金額を増額補正するものでございます。

次のページをお開きください。20ページ、21ページになります。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。説明欄、放課後児童対策事業費の増でございます。これは当初予算に比較して、年間の延べの人数が約40名増をしている関係、また、県の補助基準額が増額をされている関係により増額補正するものでございます。

次の2目児童措置費、説明欄1、保育所充実事業費、入所児童委託料、これは入所の児童の利用数増ということで、保育所に払う委託料が増額するもので補正をしてございます。

次の民間保育所運営費補助金、これは県単独の事業でございますが、国基準より1名多く保育士を加配する分に対して、2分の1の県補助金が出るものでございますけれども、それも利用人数に応じて変わってまいります。人数が増しましたので、その分の増額補正となります。

次に、二つ目の児童手当関係費でございます。扶助費の減額1、126万円となっております。これの要因といたしましては、当初予算においては、24年度の決算見込みに対して、対象者4.7%増を見込みましたけれども、現在25年度決算見込みをしてございますが、24年度決算見込みに対して1.3%増というようなことで対象者が予想より少なかったということが一つの要因。もう一つの要因といたしまし

ては、所得制限にかかる方が24年度より少し増えたというような原因も分析をしています。そういう影響でございます。

○総務課長（小宮好徳）

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、3節職員手当等でございます。こちらは職員の退職手当負担金でございます。550万円の増額でございます。こちらは勧奨退職者1名分の特別負担金でございます。

○保険健康課長（田辺弘子）

続いて、2、経常的一般管理費、賃金172万7,000円の減でございます。保健師の育児休暇代替えとして、非常勤賃金を1年間予算計上しておりました。しかし、年度途中で保健師が復職したために、賃金を減額するものでございます。

続いて、2目予防費、1、感染症対策事業費、個別接種委託料300万円の減でございます。これは子宮頸がん予防ワクチン接種について、国は6月14日付けで積極的干渉を差し控える方向性が出ておりまして、現在もその方針は継続されております。そのため、接種者が当初予定していた人数よりも減少し、執行残が見込めるため、減額補正をするものでございます。

○環境防災課長（田中栄之）

続きまして、3目環境衛生費、13節委託料、説明欄1、自然環境保全事業費54万5,000円の減でございます。次のページにいきまして、内訳は環境調査委託料54万5,000円の減で、こちらは入札執行残を減額するものでございます。

○産業振興課長（池谷勝則）

続きまして、5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費になります。説明欄1、町の花あじさい維持管理事業費になります。こちらにつきましては積立金ということで、寄附金をここで積立をするということになっております。平成22年度から基金積立金がございます、今回合計になりますと128万681円ということで積立金になります。

続きまして、6款商工費、1項商工費、2目商工振興費になります。こちら、説明欄の勤労者支援事業者の勤労者住宅資金利子補助になります。平成25年度の決算が確定いたしました関係で残額を減額するものでございます。

3目観光費になります。説明欄、あしがり郷瀬戸屋敷維持管理事業費になります。こちらも積立金で、これも先ほどの入金がありました寄附金を積立金に入れるものでございます。22年度から実施いたしまして、合計で420万円になっております。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

続きまして、7款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路維持費、15節工事請負費、説明欄1、道路維持管理事業費、次のページをおめくりください。道路工事補修工事費400万円の減額です。こちらにつきましては、町道118号線、町道119号線舗装工事の執行減に伴います事業費の減額になります。

続きまして、2目道路新設改良費、15節工事請負費、1、町道改良事業費、説明欄、町道235号線改良事業費2,500万円の減額です。こちらにつきましては、

町道 2 3 5 号線道路改良に伴います用地交渉等を今年度実施しておりましたが、用地交渉の中で隣接する工事の場所の用地交渉が遅れたため、年内に執行する工事執行部分で延伸ができなかった部分で、今年度執行した事業費の執行残の減になります。

○まちづくり部長（芳山 忠）

3 目橋りょう整備費は飛ばしまして、7 款土木費、4 項都市計画費でございます。1 目の都市計画総務費は財源更正ですので省略をさせていただいて、2 目下水道費でございます。説明欄下水道事業特別会計繰出金 1, 4 0 0 万円の減です。これは国庫補助対象事業及び関連事業の国庫補助金減額の交付決定に伴います、事業執行停止を初めといたします、歳出の減額に伴う繰出金の減でございます。

○教育総務課長（井上 新）

5 目災害対策費は財源更正でございますので、1 枚おめくりいただきまして、9 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費、説明欄、教育振興基金積立金、こちらは篤志家の方からいただきました寄附金を基金に積みたてるものでございます。基金のほうは、この積立によりまして 9 4 万 3 2 6 円となる予定でございます。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

次に、1 1 款諸支出金、1 項公営企業支出金、1 目水道事業支出金、1 9 節負担金補助及び交付金、説明欄、消火栓設置負担金、これは町道 1 2 8 号線、上延沢の西河原児童公園の東側にあります消火栓ボックスの交換を行ったことによる負担金の補正を行うものです。補正額は 2 5 年度消火栓設置負担工事費負担金等と当初予算額の差額を計上するものです。

○財務課長（加藤順一）

1 3 款予備費です。今回の歳入歳出補正により生じます剰余の額を予備費の増で調整いたしました。

説明は以上でございます。よろしくご審議ください。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

2 番、高橋久志議員。

○2 番（高橋久志）

2 番、高橋久志です。4 ページの繰越明許費の土木費についてお伺いいたします。橋りょう整備事業費が繰り越されているわけですが、この説明では、源治橋との関係の設計委託、その話とか、あるいは南足柄市との関連、もう少し具体的に繰越明許しなきゃいけない理由について、教えていただきたいのと。2 6 年度含めて、これは事業費がうまくやっていけるということになっているのか、お聞かせ願いたい。

○議長（小林哲雄）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

道路橋りょう費の繰越について、ご説明させていただきます。対象につきましては、先ほど言いました、源治橋架け替え設計業務委託の繰越手続、源治橋の架け替えにつ

きましては、都市計画道路、和田河原開成大井線の要定川にかかる橋になります。南足柄市との行政境にかかっています。当初、源治橋現況は、12メートルの幅員でかかっておりましたが、都市計画道路の幅員が20メートルに変更されたことによりまして、現在、南部地区土地地区画整理事業及び富士フイルム研究所の町の開発に伴いまして、開成町部分につきましては、20メートルに変更されていまして、源治橋及び南足柄市側の都市計画道路の部分が現在12メートルに置いてあります。こちらにつきまして、南足柄市で、南足柄市分の都市計画道路の20メートルの拡幅というものを計画されていまして、現在、用地交渉が進んでおります。

事業に伴いまして、南足柄市と協議した中で、今年度測量設計の委託を発注する予定でございましたが、南足柄市分のところで、当初、開成町は迂回道路を使うという形の中で設計を組んでいきたいという考えで委託設計を今年予定しておりましたが、南足柄市の橋に隣接する部分の用地交渉を現在、南足柄市で行っているんですけれども、1社2名の方で用地交渉を行っております。そちらの特に個人的なところ、隣接する2名の方の用地交渉がまだ進んでいなかったという部分、特に1名の方はまだ事業説明だけしかしていないで、用地交渉もしていないという状況で、開成町で測量調査をする上で、補償の交渉をしていない方の隣地への立ち入り等を行わなければいけないという部分で、南足柄市と協議した結果、交渉がある程度進んだ中で立入調査をやっていただきたい。そうしないと交渉について支障が出てくる可能性があるという協議相談の中で、今年度事業が用地交渉の推進を見た中で、今年度事業発注しても、設計委託の納品等完了しないという時期までできてしまいましたので、今回、繰り越しさせていただいたという経過です。

現在、南足柄市では、当初、懸案とされていましたが1名の方にも用地交渉等が進んでおりまして、現在、補償関係の交渉を行っているという状況です。補償金額の算定が終わりまして、各2名の地権者の方に今年度中に金額をお示しして、交渉を進めていくと。今年度補償契約等が結べないというような予定でいます。来年度早々には、その辺の交渉の結果、進捗に踏まえて、補償交渉の契約を結んでいきたいと、南足柄では予定されている。それにあわせまして、開成町でも今年度予定していました調査測量関係の委託を早々に発注して、設計委託を執行していきたいという予定でいます。

○議長（小林哲雄）

よろしいですか。ほかにございますか。よろしいですか。

8番、山田貴弘議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。今の関連の部分で、繰越明許費の部分で、源治橋の件ですが、これは用地交渉とか、そういうシビアな部分が出てくると思うんですが、この開成町と南足柄との事業の計画のすり合わせというのですか。そこら辺のやりとりというのを、どの程度やられているのか、これは予算案に上げて、我々はできるものだとして中で議決を通していているわけですから、これが繰越明許として次年度に移るということは、そこら辺で何かの理由が、大きな理由があったんだなという部分を聞きたいので。

例えば一人の地権者が、来年度には契約はできると説明をもらいましたが、一人に対しては、まだ事業計画すらやっていないというような答弁をいただいたんですが、そこら辺、南足柄として相手がいるもので、なかなか難しい部分はあるんですが、どういう形でちゃんとすり合わせをしているのか。例えば月一遍話をしているのかとか、進捗があり次第、報告があるのか、そこら辺、内容をお聞きしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

源治橋の拡幅の事業に伴いましては、南足柄市とは、当初年度のときに、昨年度ですね。事業計画という部分ですり合わせを実施しておりました。その中で、南足柄市の事業予定等の確認を行った上で、こちらの源治橋の設計、業務委託を予算計上させていただきました。

それに伴いまして、今年度予定されていまして南足柄市の用地の進捗につきまして、定期的なものは実践しておりませんで、経過報告という形で、約2カ月に1回とか、何か変化があった場合の報告は受けておりました。ただ、今年度の秋口に、来年度予算の事務が発生する前に、最終的に確認という部分と、今年度の見通しという部分を確認した状況が、先程報告した状況でございます。

それ以降の進捗につきましては、南足柄市から変化があった場合に報告を受けております。現在の段階で、先ほど申しましたように、1社2名の地権者の用地交渉のうち、2名の地権者の部分では、現在も補償交渉が進んでいますという中で、来年度の予定等の確認をした上で、今年度補償契約等も実施できないという、来年度予定をしているというところまで現況確認は終わっております。そちらにつきましては、当初年度の9月、10月のときに何回か打ち合わせをし、確認した中で、進捗につきまして、上で今年度橋りょうの委託を10月以降発注した中で、町としては、期間的に委託期間が短いという判断で、今回、繰り越しをさせていただいているという状況です。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。わかりました。今の経過の中でいくと、源治橋だけの問題ではなくて、要は、南足柄の問題になっちゃうんですが、スタンドがあるじゃないですか。ゼロックスのところも含め、12メートル道路を20メートルに拡幅するような事業形態を南足柄では考えて、併用して、用地交渉をしているという認識でいいのか、そこら辺再確認したい。南足柄市のことなので、余りあれなんですけれど、ちょっと確認をしたい。

○議長（小林哲雄）

関連で認めます。

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

南足柄市側の都市計画道路、和田河原開成大井線ですけれども、議員の言ったとおり、源治橋の行政境からゼロックスの先の交差点までを20メートルの拡幅で事業を進めていくという予定であります。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

ありがとうございました。この繰越明許の道路橋りょう費の部分もそうなんです、25ページの町道改良費、町道235号線、道路改良工事費、今回、用地買収に対して進まなかったということで減額補正を入れているとは思いますが、こういう大きな事業をやるときというのは、それなりの説明というものをしっかりやりながら、年度ごとに予算を償却していくというのですか、計画的にやっていってほしい。どうしても予算が微々たるものならいいんですけど、大きな枠をとると、年度の中で、本来できないんだったら、この予算をほかに持って行こうとか、そういうことは考えられると思うので、用地が絡む部分というのは、もうちょっとシビアに、事前に説明しながら状況を見て、事業執行をするための予算提案をやっていってほしいなど。あそこの235については今後延伸していくと思うので、こういうことが万たびあってもいけないと思いますので、そこの部分シビアにやっていってほしいなど。

それとあともう一点、ここの235号の部分というのは、これは例えば、繰越明許費のほうで上げるというのは、それは不可能なんですか。ちょっと制度的な部分があって、なぜこれは減額補正をしているのかという部分で、事業をそのまま続行しているという、来年度に持たすんだよと、持って行くんだよという考えができなかったのかどうか。これは制度的な問題があると思うので、一つお聞きしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

町道235号線改良工事につきましては、国庫補助金、社会資本整備総合交付金の旧狭あい道路整備促進事業の補助金を受けております。こちらの中で事業を展開していくという中で実施しておりまして、その狭あい道路整備促進事業の性格上、国庫補助でもそちらの部分の繰越というものが難しいという中で、国の補助金の繰越というものができなかったというのが一つあります。それに伴いまして、町の事業費だけ繰り越すということもなかなかできなかったものですから、今回、減額という形をとらせていただきました。

○議長（小林哲雄）

副町長。

○副町長（小澤 均）

町道の整備の関係について、2点ご指摘をいただきましたので、源治橋の関係については、25年度の当初から南足柄市とすり合わせをした中で、25年度にこういうふうなことをやりますよということで、むしろ南足柄市さんから要請を受けて、予算

措置をしたと。にもかかわらず、実態的には、南足柄市側の事情の中で、そういうふうな事業が開成町として展開できなかったといったことは反省したいというふうに思います。２６年度、その辺の取り組みが確実に進められるように、南足柄市と調整を図っていききたいというふうに思います。

町道２３５号線の関係については、町としても、山北開成小田原線の供用開始という部分も控えておりましたので、事前にできるだけ早く地元調整に入って、計画どおり進めたいと考えていたんですけれども、実質的には、そういうふうには成立できなかったといった部分については深く反省をしたいと思います。２６年度、できるだけ早く整備ができるような形で取り組みをしていききたいと思います。

以上です。

○議長（小林哲雄）

１番、菊川敬人議員。

○１番（菊川敬人）

１番、菊川です。今の同僚議員の質問と、私も全く関連するんですが、２３５号線のところで気になっていたんですけれども、狭あい道路の国庫補助がもらえないということで、今回は減額という形になっているんですが、この計画そのものがなくなるということではなかろうというふうに思うんですが、今年ここで、一応補助をもらえなかったということであるんですが、これが来年度については、改めてまた、国庫補助というのは、狭あい道路に関する補助というのはついてくるんでしょうか。計画として実行できるんでしょうか。

○議長（小林哲雄）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

現在、旧狭あい道路の補助金ですけれども、こちらにつきましては、平成２６年度部分につきまして、２３５号線の補助対象という形の申請をしております、現在要望をしております。ですから、国庫補助事業として、今後も継続して進めていきたいと考えております。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○１番（菊川敬人）

わかりました。そこのところは、しっかりといただけるものはいただけるように努力をお願いしたいと思います。

それから、２１ページのところで、３款の民生費の児童福祉費のところで、先ほど説明１のところ、放課後児童対策事業費のところで説明がありましたけれど、県の増額によって、５５万１，０００円増額したという内容だったかなと思うんですが、もう少しそこのところ、県との絡みを説明いただきたいと思います。

○議長（小林哲雄）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

菊川議員のご質問にお答えします。県の基準が変わったという部分の説明をいたしましたけれども、放課後児童クラブにつきましては、クラブの規模によって、補助金額が決まっているんですね。例えば、開成町ですと、ちょうど二つのクラブが５６名から７０名の枠に入っているんですね。当初予算のときは、それが１カ所当たりで２８６万２，０００円だったんですね。それを県のほうの基準では、今度は３０２万６，０００円ということで、やはりこれは国の実は県においては、国の財源も少し絡んでいるようでございますけれども、そういう部分で、国全体で、いわゆる児童に対して重点的にやっていますので、だからここの補助金の枠については増加しているというようなこと、これに関連して、例えば、開設加算、やっていけばつくものについてとか、細かい中身もございます。そういう部分も数千円ずつ上がったりしておりますけれども、そういう基準が変わったと、プラスされているということでございます。

○議長（小林哲雄）

ほかにございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、続いて、討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第６号 平成２５年度開成町一般会計補正予算（第６号）について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立全員によって、可決いたしました。